

岩手県立大東病院（以下、「病院」という。）におけるボイラー設備管理並びに施設・設備管理業務委託は、この仕様書に定めるところにより誠実に履行するものとする。

1 業務の内容

別紙「ボイラー運転及び施設設備管理等業務委託明細書」のとおり

2 法令等の遵守

委託業務は、医療法等の法令に基づき適正に行うこと

3 業務従事者の要件

(1) 責任者の指名

受託者は、従事者の中から作業責任者を指名し、委託業務を統括させること。

(2) 従事者の要件

- ① 従事者は、1級又は2級ボイラー免許の所持者であること。
- ② 従事者のうち1名は、危険物乙種4類の免許所持者であること。
- ③ 受託者は、委託業務の着手前に前記①及び②を照明する書類を病院に提出すること。

(3) 従事者の適正

- ① 従事者は、満18歳以上の者とする。
- ② 従事者は、本書に定める作業内容を十分行い得る者とし、業務について十分経験を有する者を配置すること。
- ③ 従事者は、全て身元確実な者とし、作業を行う場合は、機敏に活動し他人に不快感をあたえることのないようにすること。
- ④ 適正が疑わしいと認められる者があった場合は、病院は受託者に対しその者の交代を命じることができるとする。

(4) 従事者名簿の提出

受託者は、委託業務の着手前に従事者名簿を病院に提出すること。なお、従事者に異動があった場合も同様とする。

(5) 健康診断の実施

従事者の健康管理のため、年2回定期健康診断を受託者の負担で行い、その結果を書面をもって病院に報告すること。なお、検査の結果、健康管理上の措置を必要とする者については病院の衛生管理者の指示に従い所要の対処をすること。

(6) 作業内容の徹底及び自主研修等の実施

- ① 受託者は、従事者に対し、この仕様書の内容を周知するとともに、業務に必要な知識の習得及び訓練を行うこと。
- ② 受託者は、従事者が業務の遂行にあたり必要な研修等を受講した場合には、任意の書面により病院へ届け出ること。

(7) 従事者の明示等

受託者は、従事者に会社名及び氏名を記載した名札の着用をさせ、常に清潔な作業衣及び履物を着用させること。

(8) 従事者の配置

受託者は、委託業務を実施するにあたり、委託業務が円滑に行われるよう人員を配置すること。

4 勤務計画書の提出

受託者は、業務を実施するにあたり、事前に1月分の従事者の勤務計画書を指定された期日までに病院に提出し承認を受けるものとする。

5 作業実施上の注意事項

- (1) 病院の設備を使用する場合は、効率的な使用に努めること。
- (2) 作業中に破損箇所や破損品を発見し、自己で修復不可能な場合は速やかに病院へ報告すること。
- (3) 労働安全規則等を遵守し、作業の安全を確保すること。
- (4) 病棟等での作業は、患者の安静の妨げにならないよう注意すること。
- (5) 作業中は、指定場所以外での喫煙等を行わない事。
- (6) 作業場所の清潔保持に努めること。

6 接遇

病院業務の特殊性から、患者、来院者及び職員に不快感を与えることのないように、言動、身だしなみ等に十分留意し、患者を思いやる気持ちを保持すること。

7 守秘義務

業務上知り得た、病院・職員並びに患者等の秘密は、決して他に漏らさないこと。

8 使用材料

修理・保守に要する材料等は原則病院の負担とする。

9 完了報告

毎日の業務が完了した都度、業務実施報告書を病院に提出し、確認を受けなければならない。なお、実施報告書は病院のボイラー日誌をもって替えることができるものとする。

また、各設備の点検業務が完了した都度、点検表を病院に提出し、確認を受けなければならない。

10 留意事項

- (1) 業務上発生したインシデント、アクシデントについては、必ず病院へ報告すること。
- (2) 従事者に対し、病院が主催する研修等に参加させること。
- (3) 病院からの指示には、速やかに対応すること。
- (4) 従事者は、来院者や職員等の駐車の妨げにならない範囲で職員駐車場の利用ができること。

中央監視等業務委託明細書

1 勤務時間及び勤務体制

勤務時間は、下記のとおりとし、各時間帯には必ず従事者が1名以上勤務しなければならない。

① 夏期間（5月～10月）

| | |
|----|-------------|
| 早出 | 6：00～14：45 |
| 遅出 | 12：00～20：45 |

② 冬期間（11月～4月）

| | |
|----|------------|
| 日勤 | 8：30～17：15 |
| 準夜 | 16：30～1：15 |
| 深夜 | 0：30～9：15 |

2 業務の内容

(1) 業務の範囲

- ① 中央監視設備による各種設備の運転及び運転状況の確認
- ② ボイラー設備などの各種設備の運転管理
- ③ 設備機器の安全運転のための日常点検、定期点検
- ④ 院内光熱水全般の管理及び省エネルギーのための調査、分析
- ⑤ 設備の運転にかかる燃料、消耗品等の在庫管理、補充
- ⑥ 障害発生、設備破損、火災発生等非常時の対応
- ⑦ 給排水設備等の器具の修理及び交換等
- ⑧ 設備、機器の法定点検等の立会い
- ⑨ その他、病院からの指示によるものへの対応

(2) 業務実施上の留意点

- ① 関係法令等を熟知し、それを遵守すること。
- ② 機器等の日常点検を行い、各設備及び装置の機能を十分発揮し得るようにすること。
- ③ 常にランニングコストを意識し、外気温湿度、室内温度、天候、季節、室の位置などを考慮して院内温度を適温に管理し、省エネルギーに努めること。
- ④ 院内光熱水全般の管理をし、省エネルギーのための調査、分析を行うこと。
- ⑤ 定期巡回を実施し、過剰な冷暖房や不要灯等がないか調査し、必要な措置を講じること。
- ⑥ 院内各部署に対して、省エネルギーのための対策を提案、指導すること。
- ⑦ 設備や機器の故障や異常発生の予防に努め、耐久性の維持と保全を心がけること。
- ⑧ 労働安全規則等を遵守し、作業の安全を確保すること。

3 運転管理及び点検・清掃等を行う設備

(1) 熱源機器設備

- ① ボイラー（重油タンク等関連設備を含む。）
- ② オートクレーブ
- ③ その他熱源関連設備全般

(2) 電気設備

- ① 受変電設備
- ② 自家発電設備

- ③ 分電盤設備
- ④ 電灯、コンセント設備
- ⑤ その他電気関連設備全般

(3) 空調、衛生設備

- ① 空調設備（室外機、吹き出し口、換気扇、フィルター等含む。）
- ② 給排水設備（受水槽、井水受水槽、高架水槽、ポンプ等含む。）
- ③ 衛生設備（水道、トイレ等含む。）
- ④ 給湯設備
- ⑤ その他空調、衛生関連設備全般

(4) 防災設備

- ① 消火設備（スプリンクラー、散水栓等含む。）
- ② その他防災関連設備全般

(5) 特殊設備

- ① 医療ガス設備（酸素、窒素、笑気、圧縮空気、吸引装置）
- ② LP ガス設備
- ③ その他医療ガス関連設備全般

(6) エレベータ設備

(7) その他構内環境整備に関すること全般

4 点検等を行う設備の主な項目

(1) 中央監視業務全般（熱源機器設備を含む。）

- ① 計器等による設備の状態監視（異常監視・データ計測）
- ② 使用量の計測（重油、医療ガス等）
- ③ 温度監視（冷温水、給湯、外規、室内）
- ④ 埃の付着、汚れ、水漏れ等の確認及び清掃
- ⑤ その他関連設備の正常状態維持のための業務全般

(2) 電気設備

関連設備の正常状態維持のための業務全般

(3) 空調、衛生設備

- ① 給排水設備等の簡易な器具の修理、交換
- ② 空調フィルター類の状況確認及び清掃、交換
- ③ その他関連設備の正常状態維持のための業務全般

(4) 防災設備

関連設備の正常状態維持のための業務全般

(5) 特殊設備

- ① 医療ガス等の点検
- ② LP ガス設備の点検
- ③ その他関連設備の正常状態維持のための業務全般

(6) エレベータ設備

- ① エレベータ内照明の点検状況確認及び交換
- ② フロアとの段差の確認等の安全対策
- ③ 停電時の復旧など、緊急時の対応
- ④ その他関連設備の正常状態維持のための業務全般

5 故障及び異常発生対策

- (1) 故障又は異常が発生した場合は、現場へ急行し実際の状況を確認し、緊急の措置を講ずるとともに、その状況を事務局に報告すること。
- (2) 従事者は、必要に応じ関係の業者へ依頼するとともに病院担当者へ報告すること。
- (3) 従事者は、故障若しくは異常状態の正常復帰後、直ちに病院担当者へ報告すること。

6 非常時の対策

- (1) 従事者は、病院が組織する自衛消防隊に所属し、病院の実施する防火・防災訓練に参加すること。
- (2) 従事者は、火災・地震等が発生するなどの非常時には、自衛消防隊隊員として病院の指揮下に入りその対応に従事すること。

7 その他

その他、特記無き事項が発生した場合は、その都度病院と協議し、その指示に従うこと。

